

3 都道府県は、第一項の規定により支弁した経費のうち他の都道府県の区域内に住所を有する児童又は生徒に係るものについては、当該他の都道府県に対して、その二分の一を求償することができる。

4 国は、学校教育法第二条第二項に規定する国立学校である特別支援学校への就学のため必要な経費について、第一項及び第二項の規定に準じて支弁しなければならない。

★ 政令一本法施行令（第一条、第二条）

（経費の支給）

第三条 前条第一項又は第四項の規定により国又は都道府県が支弁する経費は、当該児童又は生徒の就学する学校の校長に対して交付するものとする。

2 前項の規定により経費の交付を受けた校長は、これを、[★]政令の定めるところにより、金銭をもって当該児童若しくは生徒又はその保護者等に対して支給しなければならない。ただし、^{★★}政令で定める特別の事情があるときは、現物をもって支給することができる。

★ 政令一本法施行令（第三条）

★★ 政令一本法施行令（第四条）

（国の負担）

第四条 国は、第二条第一項の規定により都道府県が支弁する経費の二分の一を負担する。

（経費に関する資料の提出）

第五条 特別支援学校の校長及び特別支援学校に就学する児童又は生徒（高等部の専攻科の生徒を除く。）の保護者等は、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の定めるところにより、国又は都道府県が第二条の規定により支弁すべき経費の算定に必要な資料を文部科学大臣又は都道府県の教育委員会に提出しなければならない。

附 則（抄）

1 この法律は、公布の日から施行する。

○特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令

（昭和 29 年 6 月 22 日）
（政 令 第 1 5 7 号）

改正 平 21.3 政令 53

（経費の範囲及び算定基準）

第一条 都道府県が、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和 29 年法律第 144 号。以下「法」という。）第二条第一項の規定によりその全部又は一部を支弁すべき経費の範囲及びその算定基準は、次の各号に掲げる経費について、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

一 教科用図書の購入費

学年別に[★]文部科学省令で定める教科ごとに各一種類の教科用図書の価額。ただし、特定の教科については、^{★★}文部科学省令で定めるところにより、二以上の種類の教科用図書の価額

二 学校給食費

学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第十一条第二項に規定する学校給食費又は特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和 32 年法律第 118 号）第二条に規定する学校給食に要する経費で同法第五条第一項に規定する経費以外のものの額

三 通学に要する交通費

児童又は生徒が、最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費の額

四 帰省に要する交通費

学校附設の寄宿舎に居住する児童又は生徒が、年間三回以内、最も経済的な通常の経路及び方法により帰省する場合の往復の交通費の額

五 付添人の付添に要する交通費

学校附設の寄宿舎に居住する児童又は生徒が年間三回以内帰省する場合及び小学部第一学年から第三学年までに在学する児童が通学する場合に要する付添人の最も経済的な通常の経路及び方法による付添中の交通費の額

六 学校附設の寄宿舎居住に伴う経費

寝具その他^{***}文部科学省令で定める日用品等の購入費及び^{***}文部科学省令で定める範囲の食費の額

七 修学旅行費

児童又は生徒が、小学部、中学部又は高等部を通じてそれぞれ一回参加する修学旅行に要する経費のうち、修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費及び見学料の額

八 学用品の購入費

児童又は生徒が通常必要とする学用品の購入費の額

- ★ 文部科学省令—本法施行規則（第一条第一項）
- ★★ 文部科学省令—本法施行規則（第一条第二項）
- ★★★ 文部科学省令—本法施行規則（第二条第三項）
- ★★★★ 文部科学省令—本法施行規則（第二条第一項、第二項）

（経費の支弁の基準）

第二条 都道府県が法第二条第一項の規定により支弁すべき経費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

- 一 ^{*}文部科学大臣が定めるところにより算定した保護者等（法第二条第一項に規定する「保護者等」をいう。以下同じ。）の属する世帯の^{*}収入の額（以下「収入額」という。）が^{**}生活保護法（昭和25年法律第144号）第八条第一項の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により測定したその世帯の需要の額（以下「需要額」という。）の1.5倍未満の場合

小学部又は中学部の児童又は生徒に係る場合は、前条第二号から第八号まで、高等部の生徒に係る場合は、同条第一号から第四号まで、第六号及び第七号に掲げる経費の全額

- 二 収入額が需要額の1.5倍以上2.5倍未満の場合

小学部又は中学部の児童又は生徒に係る場合は、前条第二号から第八号までに掲げる経費の半額、高等部の生徒に係る場合は、同条第一号に掲げる経費の全額並びに同条第二号から第四号まで、第六号及び第七号に掲げる経費の半額

- 三 収入額が需要額の2.5倍以上の場合

小学部又は中学部の児童又は生徒に係る場合は、前条第三号から第五号までに掲げる経費の半額、高等部の生徒に係る場合は、同条第一号に掲げる経費の全額

- ★ 文部科学大臣の定め—初等中等教育局長通知（平成26年4月1日・26文科初第27号）
- ★★ 生活保護法第八条第一項の規定により厚生労働大臣が定める基準—生活保護法による保護の基準

（校長が行う経費支給の方法）

第三条 法第三条第一項の規定により経費の交付を受けた校長は、これを保護者等に支給しなければならない。ただし、保護者等に支給するため特別の経費を必要とすること、保護者等について次条に定める

特別の事情があること等により、児童又は生徒に支給することが適当であるときは、児童又は生徒に支給することを妨げない。

第四条 法第三条第二項ただし書の政令で定める特別の事情は、経費の支給を受ける者が、支給される金銭を紛失し、浪費し、又は目的外に使用のおそれがあることとする。

附 則（抄）

- 1 この政令は、公布の日から施行し、第一条及び第二条の規定は、昭和29年6月1日から適用する。

○特別支援学校への就学奨励に関する法律施行規則

（昭和29年7月14日）
（文部省令第20号）

改正 平19.3省令5

（令第一条第一号に規定する教科等）

第一条 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号。以下「令」という。）

第一条第一号本文の規定による学校の種類別及び学年別の教科は、特別支援学校の高等部の第一学年又は第二学年のうちいずれかの学年における保健体育とする。

- 2 令第一条第一号ただし書に規定する学校の種類別及び学年別の特定の教科及び当該教科の教科用図書の種類は、特別支援学校の高等部の全学年における保健体育を除く各教科及び当該各教科に属する科目（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部にあっては、保健体育を除く各教科とする。）を履修するために必要な教科用図書とする。

（令第一条第六号に規定する食費の範囲及び日用品費）

第二条 令第一条第六号に規定する食費の範囲は、夏季、冬季、及び学年末の休業日を除く期間において、児童又は生徒に対し、学校附設の寄宿舎において通常支給する一日三回の食事に要する経費（令第一条第二号に規定する学校給食費を除く。）及び一日一回の間食に要する経費とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、病気その他の特別な事情があると認められる者に対し、同項の休業日に食事又は間食を支給する場合は、これらに要する同項の経費を同項の食事の範囲に加えることができる。
- 3 令第一条第六号に規定する日用品等は、児童又は生徒が当該学校附設の寄宿舎居住に伴い通常必要とする洗面用雑品、通信用品、衣料補修用品、下着類等とする。

附 則（抄）

- 1 この省令は、公布の日から施行し、第一条及び第二条の規定は、昭和29年6月1日から適用する。